⑺　経常建設共同企業体でないこと。
⑻　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3　段階的選抜方式に関する事項

上記２に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力及び配置予定技術者の能力について評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者（以下「選抜者」という。）を選定する。

また、各評価点の合計が上位10者目となる者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。競争参加資格を満たした者が10者未満の場合は、選抜者を選定する際の評価は行わず、当該競争参加資格を満たした全ての者を選抜する。

おって、選抜者の辞退等により、選抜者の数が10者未満となった場合であっても、選抜されなかった者を新たに選抜しない。

共同企業体による入札参加者については、共同企業体の代表者である構成員について評価点を算出する。

選抜者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。

なお、選抜者を選定する際の評価は、落札者を決定する際の評価には用いない。

4　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「従業員への賃金引上げ計画の表明」及び「施工体制」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高64点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

ア　標準点　入札参加者全てに付与する。
イ　加算点　次の㋐の提案項目についての評価点（最高各30点）の合計に対し、施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値と、次の㋑の従業員への賃金引上げ計画の表明についての評価点（最高４点）の合計を付与する。
㋐　提案項目
①　屋根、庇の品質向上に関する提案（最高30点）
②　工事関係車両等の出入口周辺における配慮事項に関する提案（最高30点）
㋑　従業員への賃金引上げ計画の表明（最高４点）
ウ　施工体制評価点　品質確保の実効性についての評価点（最高15点）及び施工体制確保の確実性についての評価点（最高15点）の合計を付与する。

⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。

なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

5　入札時積算数量書活用方式に関する事項

⑴　入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

⑵　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

⑶　受注者からの請求による⑴の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

⑷　⑴の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑸　⑴の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6　週休２日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

⑴　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休２日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記⑶に規定する義務を負わない。

⑵　週休２日の考え方は以下のとおりである。

ア　「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。
イ　「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ　「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。
エ　「現場休息」とは、分離発注の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通じて現場作業がない状態をいう。
オ　「４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5％（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日等についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

⑶　受注者は、工事着手前に、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の全ての受注者間で現場閉所等の予定日を調整した上で、週休２日の取得計画が確認できる現場閉所等予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対して、週休２日工事取組意向表明書により、週休２日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全ての受注者間で調整した実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日等を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

⑷　監督職員は、受注者が作成する現場閉所日等が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。